

○大分県動物の愛護及び管理に関する条例

平成十三年七月六日

大分県条例第三十二号

改正 平成一八年三月三〇日条例第二〇号

平成二四年九月二七日条例第四〇号

平成二五年七月四日条例第三四号

平成三〇年七月六日条例第三六号

令和二年三月三〇日条例第十一号

大分県動物の愛護及び管理に関する条例をここに公布する。

目次

大分県動物の愛護及び管理に関する条例

- 第一章 総則（第一条—第五条）
- 第二章 動物の適正な飼養等（第六条—第八条）
- 第三章 犬等の収容等（第九条—第十二条）
- 第四章 緊急時の措置等（第十三条—第十六条）
- 第五章 雑則（第十七条—第十九条）
- 第六章 罰則（第二十条—第二十二条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、県民の動物愛護の気運を醸成し、動物の健康及び安全の保持を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止を図り、もつて人と動物が共生する社会づくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 動物 哺乳類、鳥類及び虫類に属する動物（畜産農業に係るものを除く。）で、人が飼養し、又は保管するものをいう。
- 二 特定動物 動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和五十年政令第百七号）第三条に規定する動物をいう。

三 飼養者 動物の所有者（所有者以外の者が飼養し、又は保管する場合は、その者を含む。）をいう。

四 飼い犬 人が飼養し、又は保管している犬をいう。

五 紣留 犬を綱、鎖その他これらに類するものでつなぎ、又はこれらと同等の効果のある囲いに入れて拘束することをいう。

六 飼養施設 動物を飼養し、又は保管するためのおり、柵、その他の工作物（箱、かご等の移動式のものを含む。）をいう。

（県の責務）

第三条 県は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号。以下「法」という。）及びこの条例の目的を達成するため、あらゆる機会を通じて、動物の愛護及び適正な飼養に関し、知識の普及、啓発その他必要な施策を実施するよう努めるものとする。

（県民の責務）

第四条 県民は、命あるものである動物の愛護に努めるとともに、県が法及びこの条例の規定に基づいて行う施策に協力するものとする。

（飼養者の責務）

第五条 飼養者は、動物の習性、生理等を理解するとともに、命あるものである動物の飼養者としての責任を十分に自覚して、動物を適正に飼養し、又は保管するよう努めなければならない。

2 動物の所有者は、動物を終生飼養するよう努めるとともに、やむを得ず飼養することができなくなつた場合には、新たな所有者を見つけるよう努めなければならない。

第二章 動物の適正な飼養等

（動物の飼養の基本事項）

第六条 飼養者は、その飼養し、又は保管する動物について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 適正に餌及び水を与えること。
- 二 動物の種類、習性等に応じて、適正な飼養施設を設けること。
- 三 汚物及び汚水を適正に処理し、飼養施設の内外を常に清潔にすること。
- 四 道路、公園、広場その他の公共の場所並びに他人の土地及び物件を汚染又は損傷させないこと。
- 五 悪臭、羽毛等により人に迷惑がかからないようにすること。
- 六 逸走した場合は、自ら捜索し、収容すること。

(犬の飼養者の遵守事項)

第七条 犬の飼養者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 飼い犬が道路、公園、広場その他の公共の場所においてふんを排せつした場合は、遅滞なく、当該ふんをその場所から除去し、適正に処理すること。
- 二 飼い犬をその種類、健康状態等に応じて、適正に運動させること。
- 三 犬の習性を理解し、飼い犬に適した飼養者への服従等のしつけを行うこと。
- 四 犬を飼養している旨の標識を外部から見やすい箇所に掲示しておくこと。
- 五 人に危害を加えたことのある飼い犬に対し、再発防止のため口輪の装着等の措置を講じておくこと。

(犬の係留義務)

第八条 犬の飼養者は、飼い犬が逸走し、又は人の生命、身体若しくは財産を侵害しないよう、常に係留しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 警察犬、狩猟犬、又は盲導犬その他の人を介助する犬をその目的のために使用する場合
 - 二 犬を制御できる者が、人の生命、身体又は財産に対する侵害のおそれのない場所及び方法で犬を訓練し、又は運動させる場合
 - 三 犬の展覧会、競技会、演芸その他これらに類する催物に飼い犬を出品し、出場させ、又は使用する場合
- ### 第三章 犬等の収容等
- #### (犬の収容)
- 第九条 知事は、第八条の規定に違反して係留されていない飼い犬があると認めたときは、これを収容することができる。
 - 2 知事は、前項の規定による収容を行うため、その指定した職員に当該飼い犬を捕獲させるものとする。
 - 3 前項の職員は、捕獲しようとして追跡中の飼い犬がその所有者又はその他の者の土地、建物、船舶又は車両内に入った場合において、これを捕獲するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、その場所（人の住居を除く。）に立ち入ることができる。ただし、その場所の看守者又はこれに代わるべき者が正当な理由により、これを拒んだときは、この限りでない。
 - 4 第二項の職員が同項の業務に従事するときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者

から請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 知事は、規則で定めるところにより、動物の愛護を目的とする団体その他の者に第一項の規定による捕獲を委託することができる。この場合において、前二項の規定は、当該委託を受けた者又はその監督の下にその捕獲に従事する者に準用する。

(收容した犬の公示等)

第十条 知事は、前条第一項の規定により飼い犬を收容したときは、飼養者が知れているものについてはその飼養者に引き取るべき旨を通知し、飼養者が知れていないものについてはその旨を、規則で定めるところにより、二日間公示しなければならない。

2 前項の規定による通知を受けた者は、通知を受けた日から二日以内に当該飼い犬を引き取らなければならぬ。

3 知事は、犬の飼養者が第一項に規定する公示期間満了の後一日以内に、又は前項に規定する期日までに引き取らないときは、当該飼い犬を処分することができる。

4 第一項及び前項の規定（飼養者の知れていない飼い犬に係る部分に限る。）は、法第二十五条第三項において準用する同条第一項の規定により引き取った犬について準用する。

(犬及び猫の譲渡)

第十一條 知事は、前条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により処分できることとなつた犬及び法第三十五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により引き取つた犬をその飼養を希望する者で、適正に飼養できると認められるもの（実験等に供することを目的とする者を除く。）に譲渡することができる。

2 前項の規定による譲渡を求める者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に申し出なければならない。

3 前二項の規定は、法第三十五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により引き取つた猫について準用する。

(野犬等の処分)

第十二条 知事は、野犬及び第九条第一項に規定する飼い犬（以下「野犬等」という。）が人の生命、身体若しくは財産を侵害し、又は侵害するおそれのある場合において、これを防止するため、緊急を要し、かつ、通常の方法による捕獲が著しく困難であると認めるときは、区域及び期間を定めて、規則で定めるところにより、薬物を使用して、これを処分することができる。

2 知事は、前項の規定により野犬等を処分しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該区域及びその付近の住民に対して、その旨を周知させるものとする。

第四章 緊急時の措置等

(緊急時の措置)

第十三条 特定動物を飼養し、又は保管する者は、特定動物が飼養施設から脱出したときは、直ちに、その旨を知事及び警察官に通報するとともに、当該特定動物の捕獲、付近住民への周知その他人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のために必要な措置をとらなければならない。

(事故発生時の措置)

第十四条 特定動物を飼養し、又は保管する者は、特定動物が人の生命、身体又は財産を侵害したときは、適切な応急処置及び新たな事故の発生を防止する措置をとるとともに、規則で定めるところにより、直ちに、その旨を知事に届け出なければならない。

2 犬の飼養者は、飼い犬が人をかんだときは、直ちに狂犬病の疑いの有無について当該犬を獣医師に検診させなければならない。

(措置命令)

第十五条 知事は、犬の飼養者が第七条第一号又は第八条の規定に違反していると認めたときは、当該飼養者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(立入調査等)

第十六条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、犬の飼養者から必要な報告を求め、又はその職員に、犬の飼養者の飼養施設の設置場所その他関係のある場所に立ち入り、飼養状況を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第五章 雜則

(動物愛護管理員)

第十七条 知事は、法第二十四条第一項（法第二十四条の四第一項において読み替えて準用する場合を含む。）、法第二十四条の二第三項、法第二十五条第五項及び法第三十三条第一項の規定による立入検査並びに第九条第一項の規定による犬の収容、前条第一項の規定による立入調査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員を置く。

2 動物愛護管理員は、職員のうちから獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な

知識を有する者をもつて充てる。

- 3 動物愛護管理員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(費用の負担)

第十八条 第九条第一項の規定により収容された飼い犬又は法第三十五条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により引き取られた飼い犬の返還を求める飼養者は、規則で定めるところにより、当該飼い犬の保管に要した費用及び返還に要する費用を負担しなければならない。

2 第十一条の規定による譲渡を受ける者は、規則で定めるところにより、譲渡のために要した費用を負担しなければならない。ただし、知事が公益上の理由その他特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第十九条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第六章 罰則

第二十条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

- 一 第十三条の規定に違反して通報せず、又は虚偽の通報をした者
- 二 第十五条の規定による命令に違反した者

第二十一条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金又は科料に処する。

- 一 第十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による調査を正当な理由なく拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金又は科料の刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十三年十月一日から施行する。

(大分県犬取締条例等の廃止)

2 次の掲げる条例は、廃止する。

一 大分県犬取締条例（昭和四十三年大分県条例第二号）

二 危険な動物の飼養及び保管に関する条例（昭和五十七年大分県条例第十三号）
（経過措置）

3 この条例の施行の際現に危険な動物（前項の規定による廃止前の危険な動物の飼養及び保管に関する条例第二条第一号に規定する動物を除く。以下この項において同じ。）を飼養し、又は保管している者（第九条第一項各号のいずれかに該当する場合において危険な動物を飼養し、又は保管している者を除く。）は、この条例の施行の日から三月間は同項の許可を受けないで、引き続き当該危険な動物を飼養し、又は保管することができる。その者が当該期間内に同項の許可を申請した場合において、当該申請に対し許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

4 この条例の施行前に附則第二項の規定による廃止前の大分県犬取締条例又は危険な動物の飼養及び保管に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

6 大分県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年大分県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

附 則（平成一八年条例第二〇号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成十八年六月一日から施行する。

（大分県使用料及び手数料条例の一部改正）

2 大分県使用料及び手数料条例（昭和三十一年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

附 則（平成二四年条例第四〇号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年条例第三四号）

この条例は、平成二十五年九月一日から施行する。

附 則（平成三〇年条例第三六号）

この条例は、おおいた動物愛護センターの設置及び管理に関する条例（平成三十年大分県条例第三十五号）の施行の日から施行する。

（施行の日）平成三十一年二月一七日

附 則（令和二年条例第十一号）

この条例は、令和二年六月一日から施行する。